平成２３年（フ）第６０号
福島県白河市関辺松並22番地119　サンヒルズ松並Ｃ号室、前住所福島県西白河郡西郷村大字米字西原36番地２　希望館Ａ
債務者　中村　　広
1　決定年月日時　平成23年７月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月30日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２３年（フ）第１７７号
富山市山室334番地24
債務者　池田　和美
1　決定年月日時　平成23年８月１日午後３時15分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月30日まで
富山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１８１号
富山市新名40番地17
債務者　**藏**　　信子
1　決定年月日時　平成23年８月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月30日まで
富山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３７７号
静岡県磐田市今之浦４丁目４番地２　セントラルハイツ204、前住所静岡県磐田市上大之郷61番地12　アドバンス磐田寮Ａ―101
債務者　小林　　仁
1　決定年月日時　平成23年８月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月30日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第８０１号
神戸市兵庫区上沢通８丁目９番15号　上八文化２Ｆ、従前の住所神戸市須磨区中落合１丁目２番422―501号
債務者　徳重　雅俊
1　決定年月日時　平成23年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月30日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第８６７号
神戸市須磨区北落合５丁目１番335―205号
債務者　大隅滿智子
1　決定年月日時　平成23年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月30日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第８７７号
神戸市須磨区北落合６丁目２番２―515号
債務者　大中　茂子
1　決定年月日時　平成23年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月30日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２６１号
兵庫県伊丹市千僧５丁目91番地１―11―101号
債務者　大平　　学
1　決定年月日時　平成23年７月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月30日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第２１７号
兵庫県明石市大久保町谷八木950番地　蔦文化２Ｆ西端
債務者　田丸　睦人
1　決定年月日時　平成23年７月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月30日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２３年（フ）第２２１号
兵庫県明石市藤江1946―４　シャンポール西藤江Ⅱ203、住民票上の住所兵庫県高砂市曽根町747番地の３
債務者　中嶋ヨリ子（旧姓橋本）
1　決定年月日時　平成23年７月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月30日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２３年（フ）第２２３号
兵庫県明石市本町２丁目８番22号　シャルマンフジ明石参番館405号
債務者　河上　逸子
1　決定年月日時　平成23年７月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月30日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２３年（フ）第４２号
兵庫県淡路市富島891番地12、前住所神戸市長田区真野町６番２号　フェニックス長田102号
債務者　倉本　智仁
1　決定年月日時　平成23年７月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月30日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２３年（フ）第４７号
兵庫県淡路市草香470番地１　山田団地Ａ―301
債務者　土花　千典
1　決定年月日時　平成23年７月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月30日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２３年（フ）第１０７号
鳥取県鳥取市美萩野１丁目55番地３　県住73号、旧住所鳥取県東伯郡北栄町大谷2102番地５
債務者　天野由香利
1　決定年月日時　平成23年８月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月30日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２９０号
愛媛県松山市宮西３丁目７番４号　青木ビル302号
債務者　影浦しのぶ
1　決定年月日時　平成23年８月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月30日まで
松山地方裁判所

平成２３年（フ）第３１０号
愛媛県松山市吉藤５丁目20番70号　グリーンスクエアＢ―203号
債務者　中岡　裕一
1　決定年月日時　平成23年８月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月30日まで
松山地方裁判所

平成２３年（フ）第１７１号
宮崎県児湯郡都農町大字川北3774番地５
債務者　間宵キヨヱ
1　決定年月日時　平成23年８月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月30日まで
宮崎地方裁判所破産係